

3月13日 精神保健福祉法の一部改正の施行に向けた説明会 質疑について

	質問	回答
1	<p>退院後生活環境相談員を7日以内に選任することとなっているが、市町村等に届出到達する日が7日以内ということか。</p>	<p>7日以内に退院後生活環境相談員を選任し、10日以内に入院届と共に入院診療計画書を審査会に提出する。</p>
2	<p>入院診療計画書に本人、家族のサイン欄があるが、市町村長同意の場合誰のサインをもらったらいいのか。 入院診療計画書の提出は10日以内だが、それまでに本人の体調が落ち着いておらずサインをもらうのが困難な場合が想定されるが、どう取り扱うのか。</p>	<p>医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる患者(例えば小児、意識障害患者)については、その家族等に対して行ってもよいとされている。患者が理解できず、家族等が存在しない場合は、その旨をカルテに記載し、患者の病状が落ち着いた時点で改めて説明を行う。</p>
3	<p>委員会 審議記録の管理者名、相談員名、電子カルテだと印字になる。自署でなければならぬといった決まりはあるか。</p>	<p>自署に限らず記名・捺印に代えて差し支えない。ただし、病院管理者が厳格に審議内容等を確認することは言うまでもない。</p>
4	<p>「応急入院で入院した者については、72時間を超えても家族等のうちいずれかの者が判明しない場合で、引き続き入院が必要な場合には、市町村長の同意が必要であること。」「家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで、法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。」と記載されている。法第22条申請は一般人からの申請だが、実際に申請するのは診察を行ったDr、診察に立ち会ったNs、PSW等との理解でよいのか。 また、法第26条の2による通報と法第22条による申請ではどちらが優先されるのか。</p>	<p>現精神保健福祉法における法第26条の2の病院管理者による通報は、入院患者が措置症状を出した場合のもの。 保護者が退院を希望しているが、指定医が措置症状があり入院継続が必要と判断した場合、法第26条の2による通報をする。 改正後の法第22条による申請は、入院に至っておらず診察場面での取り扱いである。 「病院管理者による法第22条申請の取扱い」は「従前の一般人による法第23条申請の取扱い」と変わりはない。法第22条申請は要式行為であり、診察の可否については、詳細な調査を行った上で厳格に判断する必要がある。</p>
5	<p>応急入院中で72時間を経過しそうという場合も法第22条申請でよいのか。</p>	<p>市町村長同意マニュアル 「注(2)家族等のうちいずれかの者がおり、その同意が得られないときで法第29条に基づく措置入院を行うべき病状にある場合は、法第22条に基づく申請を行うこと。」 については、応急入院を想定していない。</p>

	質問	回答
6	申請は電話で行うのか。書類で行うのか。後日でもよいのか。具体的手順は？	法第22条申請は要式行為であり、診察の可否については、詳細な調査を行った上で厳格に判断する必要がある。現行の法第23条申請と手順や要式、考え方に変更は無い。
7	未成年者が医療保護入院をする場合(事例2)母親だけの同意ではいけないのか。県QAのケース(虐待)と例外事例の内容に大きい差があるので疑問。	事例検討2は母親が暴力ふるわれており、正常な判断ができるのかどうか議論が残る。国の解釈だと「差し支えない」なので、誰の同意でもよい。誰がより適当か考えたとき、兄の同意でもよいという理解。母の同意でも差し支えない。県のQAについては、国のQA問2 - 6の回答を示したものの。
8	入院届 3 / 4 ~ 3 / 21の間、法第33条第2項による入院である場合、4 / 1 ~ 4 / 11までに法第33条第1項の新様式で入院届を出すこととなっているが、新様式の入院届の中の家族等の同意により入院した年月日というのは、いつの日付になるのか。 以前は法第33条第2項から法第33条第1項に切り替えた日付を書いていたのだが。	例えば「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項に基づく医療保護入院の取扱いについて」(平成26年3月4日付け事務連絡)の事例の場合、「今回の入院年月日」欄には「3月15日」、「入院形態」欄には「法第33条第2項(旧法)」と記載し、「家族等の同意により入院した年月日」欄には4月1日と記載する。
9	本人と訴訟している家族しかおらず、後見人や保佐人がいない場合、保護者は誰になるのか。	市町長同意をすることができる。
10	生活環境相談員の説明等のパンフレット、リーフレット、ひな形はあるか。	ひな形は示されていない。
11	病院から市町長同意の依頼があった場合、家族が心神喪失状態であると病院から報告が添えられている場合、市町はそれをどのように確認したらよいのか。	心神喪失の場合等とは被後見人又は被保佐人と同等の意思能力である場合を指す。また、診察時に指定医により、家族が心神喪失状態であると判断されれば、それを元に各市町において判断いただく。何を持って判断したか等については記録しておくことが望ましい。
12	病院から家族の行方がわからないと言われている場合、住民票等で家族の存在が確認できる場合、これまでは手紙等で家族と連絡をとってきた。家族がいない場合は市町長同意での入院を継続してきた。住民票で確認できる家族がいる場合は市町長同意の対象とはならないということでしょうか。	家族がいても連絡が取れない場合、市町長同意の対象となる。市町長同意による医療保護入院を行った後、家族がおり、連絡を取れた場合、それまでの入院が無効となるものではない。同意は入院時のみ有効。退院請求権との兼ね合いもあるので、家族には連絡いただきたい。

	質問	回答
13	入院診療計画書が児童思春期用と2種類あるが、年齢できるのか、児童思春期病棟という算定基準を満たしている病棟できるのか。	児童思春期精神科入院医療管理料(20歳未満の精神科疾患を有する患者について算定できる)を算定する場合に使用する。
14	退院支援委員会について、推定される入院期間について、最初に設定する段階で期間の上限はあるのか。	上限はないが、計画初期の段階で1年としている場合、精神医療審査会で確認することとなる。感覚的目安でしかないが、1ヶ月～3ヶ月、長くても半年程度という印象は受けている。
15	様式集はダウンロードできるか。	県のホームページについては3月18日より以下のアドレスにてアップした。 <a href="http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/info_seishinkaisei.html">http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/info_seishinkaisei.html</a> また規則については4月1日の改正後に兵庫県法規集 <a href="http://www6.e-reikinet.jp/cgi-bin/hyogo-ken/startup.cgi">http://www6.e-reikinet.jp/cgi-bin/hyogo-ken/startup.cgi</a> にアップする。
16	入院に同意した家族が亡くなった場合、新しく家族の同意がいるのか。	不要。
17	72時間以内に家族と連絡がつかなかった場合どのように扱うことになるのか。	明らかに有効な連絡先であっても家族と連絡が取れない場合は、応急入院後に退院。
18	退院後生活環境相談員の記録について、今後、カルテ記載が必要となるのか。カルテ記載が必要となる場合の具体的決まりはあるのか。	明確な回答が返ってきていない。国から方針が示されれば別途連絡する。
19	3 / 4以降3 / 未までに法第33条第2項入院中の人の1年たったときの定期病状報告の起算日は4 / 1でよいのか。	法第33条第2項による医療保護入院した日付が起算となる。
20	入院診療計画書を入院届に添付することとなったが、入院診療計画書は入院届と同様2部提出するのか。	県には運用上、経由する保健所用と審査会用の2枚を提出いただくこととなる。
21	家族の電話番号はわからないが、住所はわかるといった場合、家庭訪問をするなりする必要があるのか。	市町で判断していただきたい。 同じ市町内であれば訪問も可能かと思われるが、強制できるものではない。
22	応急入院となった場合、市町は家族を探し続ける必要があるのか。	72時間を越えても家族が見つからないのであればそこで打ち切られる。

	質問	回答
23	<p>改正前の精神保健福祉法において、家族の関わり拒否を理由に市町長同意による入院をしている人が、平成26年度以降に退院し、再度入院する場合、市町長同意による入院はできないのか。</p>	<p>家族がいる場合、市町長同意による入院はできない。</p>
24	<p>入院届に入院診療計画書を添付するよう義務づけなど、実地指導の中で確認することとなっているが、日常的に保健所がチェックを行ったり、行政職員として委員会に積極的に参画していくものと理解してよいか。 地域援助事業者を本人・家族に紹介することとなっているが、病院から相談があったときに情報提供できるよう保健所も準備を行うという理解でよいか。 ケアマネへの情報提供を保健所が積極的に担っていくものと考えてよいか。</p>	<p>チェックリストの目的は、病院が何か知りたいときにどのような情報資源があるのかを把握するためであることや、病院が確認することになる内容を保健所なり行政が準備をしていくこと。 相談支援事業者に対しては、法改正に対する案内をする予定。管内の指定事業者について、保健所に情報提供をする予定。 本庁は全相談支援事業所に法改正の案内をするが、具体的働きかけについては保健所にも協力願いたい。その具体的方法は今後検討していく。</p>
25	<p>退院支援委員会 開催のお知らせ等に記載する「入院」とは、医療保護入院という理解でよいか。 その理解でよい場合、記載を「医療保護入院」と改めてよいか。</p>	<p>医療保護入院という理解でよい。 追記いただいて差し支えない。</p>
26	<p>退院後生活環境相談員は患者にとって馴染みのないものなので、括弧書きで精神保健福祉士等患者にわかりやすい名称で補足して良いか。</p>	<p>退院後生活環境相談員の名称を別のものに替えるのは不可だが、患者にとってわかりやすい名称で補足することは差し支えない。</p>